

第 5 号 議 案

平成30年度京都府中小企業経営基盤強化資金助成事業特別会計予算

平成30年度京都府中小企業経営基盤強化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,203,612千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(府 債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる府債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表府債」による。

平成30年2月5日提出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		161,809 ^{千円}
	1 一 般 会 計 繰 入 金	161,809
2 繰 越 金		445
	1 繰 越 金	445

款	項	金額
3 諸 収 入		4,671,358 ^{千円}
	1 預 金 利 子	300
	2 貸 付 金 元 利 収 入	4,670,058
	3 雑 入	1,000
4 府 債		370,000
	1 府 債	370,000
歳 入	合 計	5,203,612

歳 出

款	項	金額
1 中小企業経営基盤強化資金助成事業費		5,203,612 ^{千円}
	1 中小企業経営基盤強化資金助成事業費	5,203,612
歳 出	合 計	5,203,612

第2表 府 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等設備投資支援事業費	150,000	証書借入又は証券発行	年10.0以内%	償還期間は、11年以内（据置期間を含む。）とする。償還は、元金不均等支払とする。必要に応じて繰上償還することができる。
借 換 債	220,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）		償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。
計	370,000			